

大阪市水道事業管理規程第5号

大阪市水道局契約規程の一部を改正する規程

大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（節名を含む。以下同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
目次	目次
[第1章 略]	[第1章 同左]
第2章 [略]	第2章 [同左]
[第1節・第2節 略]	[第1節・第2節 同左]
第3節 契約方式別の <u>手続</u>	第3節 契約方式別の <u>手続き</u>
[第1款・第2款 略]	[第1款・第2款 同左]
第3款 随意契約（第15条— <u>第15条の4</u> ）	第3款 随意契約（第15条— <u>第15条の3</u> ）
[第4款 略]	[第4款 同左]
第4節 入札（第17条— <u>第29条の2</u> ）	第4節 入札（第17条— <u>第29条の3</u> ）
第5節 契約書及び契約保証金（第30条— <u>第38条の2</u> ）	第5節 契約書及び契約保証金（第30条— <u>第38条</u> ）
[第3章 略]	[第3章 同左]
第4章 契約の変更及び解除（第48条— <u>第53条の2</u> ）	第4章 契約の変更及び解除（第48条— <u>第53条</u> ）
[第5章 略]	[第5章 同左]
附則	附則
（契約締結の請求）	（契約締結の請求）
第2条 課長等（課長、場長、所長及び担当	第2条 課長等（課長、場長、所長及び担当

課長をいう。以下同じ。)は、契約(大阪市水道局長(以下「局長」という。))が定める契約を除く。)を締結する必要があるときは、総務部管財課長(以下「管財課長」という。)に契約の締結を請求しなければならない。

[2・3 略]

(入札参加資格)

第4条 請負、買入れ、借入れその他の契約(第7条に規定する契約を除く。第6条において同じ。)に係る入札に参加しようとする者に必要な資格は、局長が定めあらかじめ告示する。

第3節 契約方式別の手続

(公告)

第10条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告は、入札期日の5日前までに、急を要する場合には3日前までに、次に掲げる事項について、インターネットを利用する方法により行わなければならない。ただし、公告期間について、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事請負の入札で同法により見積期間の定められるものにあつては、この限りでない。

[(1)~(7) 略]

[削る]

課長をいう。以下同じ。)は、契約(局長が定める契約を除く。)を締結する必要があるときは、総務部管財課長(以下「管財課長」という。)に契約の締結を請求しなければならない。

[2・3 同左]

(入札参加資格)

第4条 請負、買入れ、借入れその他の契約(第7条に規定する契約を除く。第6条において同じ。)に係る入札に参加しようとする者に必要な資格は、大阪市水道局長(以下「局長」という。))が定めあらかじめ告示する。

第3節 契約方式別の手続き

(公告)

第10条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告は、入札期日の5日前までに、急を要する場合には3日前までに、次に掲げる事項について、大阪市公告式条例(昭和25年大阪市条例第50号)の例によつて行わなければならない。ただし、公告期間について、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事請負の入札で同法により見積期間の定められるものにあつては、この限りでない。

[(1)~(7) 同左]

2 前項の規定にかかわらず、局長が必要と認める場合には、前項の公告をインターネットを利用する方法により行うことができる。

第12条 一般競争入札に参加しようとする者は、有資格者名簿が作成されていない場合にあつては、局長が指定する期限までに次に掲げる書類を提出し、参加の承認を受けなければならない。ただし、既に局に提出した書類があるときは、その書類により承認を受けることができる。

[(1)~(3) 略]

(通知事項)

第14条 局長は、前条の規定により指名をした者に対して第10条各号（第2号を除く。）に掲げる事項を通知する。

第3款 [略]

(随意契約における予定価格の決定)

第15条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めるものとする。

2 前項の予定価格は、随意契約によろうとする事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることがある。

3 第1項の予定価格は、契約の目的物又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

第15条の2 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）

第21条の13第1項第1号の規定による予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類

第12条 一般競争入札に参加しようとする者は、有資格者名簿が作成されていない場合にあつては、入札期日の2日前までに次に掲げる書類を提出し、参加の承認を受けなければならない。ただし、既に局に提出した書類があるときは、その書類により承認を受けることができる。

[(1)~(3) 同左]

(通知事項)

第14条 局長は、前条の規定により指名をした者に対して第10条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる事項を通知する。

第3款 [同左]

[新設]

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

第15条 [同左]

に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 4,000,000円
- (2) 財産の買入れ 3,000,000円
- (3) 物件の借入れ 1,500,000円
- (4) 財産の売払い 1,000,000円
- (5) 物件の貸付け 500,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの
2,000,000円

(随意契約に係る公表)

第15条の3 [略]

(見積徴取)

第15条の4 [略]

(入札における予定価格の決定)

第24条 入札に付する場合の予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることがある。

- 2 前項の予定価格は、契約の目的物又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

(電子入札)

第29条の2 前節及びこの節の規定にかかわらず、入札（売払契約及び不動産の貸付契約に係る一般競争入札に限る。）の手続については、次項に定めるところにより、電子入札システム（局が行う入札に関する事務（売払契約及び不動産の貸付契約に係る一般競争入札に係る事務に限る。）を電子情報処理組織（局の使用に係る電子計算機

- (1) 工事又は製造の請負 2,500,000円
- (2) 財産の買入れ 1,600,000円
- (3) 物件の借入れ 800,000円
- (4) 財産の売払い 500,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの
1,000,000円

(随意契約に係る公表)

第15条の2 [同左]

(見積徴取)

第15条の3 [同左]

(予定価格の決定)

第24条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることがある。

- 2 予定価格は、契約の目的物又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

(電子入札)

第29条の2 前節及びこの節の規定にかかわらず、入札（売払契約に係る一般競争入札を除く。）の手続については、次項に定めるところにより、電子入札システム（局が行う入札に関する事務を電子情報処理組織（局の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気

(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)により行うことができる。

- 2 電子入札システムにより行われる入札の手続については、第10条、第12条、第17条(第2項第3号及び第3項を除く。)、第18条、第19条、第23条(第1項後段及び第3項を除く。)、第24条、第25条、第26条(第1項第6号及び第8号を除く。)、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙2 挿入]

[削る]

通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)により処理する情報処理システムをいう。)により行うことができる。

- 2 電子入札システムにより行われる入札の手続については、前節第1款及び第2款、第17条から第20条まで、第23条(第1項後段を除く。)、第24条、第25条、第26条(第1項第8号を除く。)、第27条並びに第28条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙1 挿入]

(電子情報処理組織を使用した売払契約に係る入札)

第29条の3 前節及びこの節の規定にかかわらず、売払契約に係る一般競争入札は、次項及び第3項に定めるところにより、当該一般競争入札に係る入札をしようとする者に、電子情報処理組織を使用して局と契約を締結した事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法で入札をさせることにより行うことができる。

- 2 前項に規定する方法により行われる入札の手続については、前節第1款、第17条(第2項第2号及び第3号並びに第3項を除く。)、第18条から第20条まで、第23条

(契約保証金の納付等)

第34条 局と契約を締結しようとする者は、契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、局長は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 局と契約を締結しようとする者が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき（当該保険会社が定める電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であつて当該保険証書の提出に代わるものとして局長が認める措置が講じられたときを含む。）

[(2)～(5) 略]

[2～5 略]

(調達・契約システムによる契約の締結)

第38条の2 この章の規定にかかわらず、契約の締結の手続（第29条の2第1項に規定

（第1項及び第2項ただし書を除く。）、第24条、第25条第2項、第26条（第1項第4号及び第8号を除く。）及び第27条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同条の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙3 挿入]

- 3 第1項に規定する方法により行われる入札をしようとする者は、第12条第1号に定める事項を誓約し、及び必要事項を入力して入札しなければならない。

(契約保証金の納付等)

第34条 [同左]

- (1) 局と契約を締結しようとする者が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき

[(2)～(5) 同左]

[2～5 同左]

[新設]

する入札の手続を除く。以下同じ。）については、次項に定めるところにより、調達・契約システム（局が行う契約の締結の手続に関する事務を電子情報処理組織（局の使用に係る電子計算機と入札若しくは随意契約に参加しようとする者、契約を締結しようとする者又は契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）により行うことができる。

2 調達・契約システムにより行われる契約の締結の手続については、第2条、第3条、第4条、第6条、第9条から第11条まで、第13条から第15条の4まで、第17条（第1項、第2項各号列記以外の部分及び第3項に限る。）、第18条から第20条まで、第23条（第1項後段を除く。）、第24条、第25条、第26条（第1項第8号を除く。）、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条（第1項第2号及び第3号を除く。）、第33条、第34条（第1項第4号及び第4項を除く。）及び第35条から前条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙4 挿入]

(不当な取引制限等に係る損害賠償)

第46条の2 工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約（物件の売払い、貸付け及び不動産に関

(不当な取引制限等に係る損害賠償)

第46条の2 [同左]

する権利の設定又は移転の契約を除く。)の契約者(以下この条において「請負等の契約者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、本市に対し、損害賠償金として、当該契約の契約金額(特定単価契約にあつては、当該単価契約の内容に応じて通常契約の契約金額に相当するものとして局長が定める額、特定単価契約以外の単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。以下この条において同じ。)の100分の20に相当する額を納付しなければならない。当該契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。

〔(1) 略〕

(2) 当該契約について、確定した排除措置命令等(請負等の契約者以外の者に対するものに限る。)において、請負等の契約者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされたとき

〔(3)・(4) 略〕

〔2～4 略〕

(契約の変更に係る書類の提出等)

第50条の2 前3条の規定により契約の変更を行う場合においては、契約者は、変更契約書に記名押印の上、局長が定める書類を添えてこれを提出しなければならない。ただし、第32条第1項の規定により契約書の作成を省略した場合にあつては、契約者が

〔(1) 同左〕

(2) 当該契約について、確定した排除措置命令等(請負等の契約者以外の者に対するものに限る。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされたとき

〔(3)・(4) 同左〕

〔2～4 同左〕

(契約の変更に係る書類の提出等)

第50条の2 前3条の規定により契約の変更を行う場合においては、契約者は、変更契約書に記名押印の上、これを提出しなければならない。ただし、第32条第1項の規定により契約書の作成を省略した場合にあつては、契約者が記名押印した見積書、請書

<p>記名押印した見積書、請書その他の文書をもって変更契約書に代用するものとする。</p> <p>[2・3 略]</p> <p><u>(調達・契約システムによる契約変更等)</u></p> <p><u>第53条の2 この章の規定にかかわらず、契約変更等の手続については、次項に定めるところにより、調達・契約システムにより行うことができる。</u></p> <p><u>2 調達・契約システムにより行われる契約変更等の手続については、第48条から前条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <p>[表 別紙5 挿入]</p>	<p>その他の文書をもって変更契約書に代用するものとする。</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この規程は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪市水道局契約規程の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつてはこの規程の施行の日以後に入札に参加しようとするものを募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあつては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあつては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

[第29条の2第2項の表 別紙1]

第10条第1項 第6号	第26条第1項各号	第29条の2第2項の規定により読み替えられた第26条第1項第1号及び第4号並びに第26条第1項第2号、第3号、第5号から第7号まで、第9号及び第10号
第10条第1項 第7号	前各号	第1号から第5号まで及び第29条の2第2項の規定により読み替えられた第6号
第10条第2項 及び第25条第 2項	前項	第29条の2第2項の規定により読み替えられた前項
第14条	第10条第1項各号 (第2号を除く。)	第10条第1項第1号、第3号から第5号まで並びに第29条の2第2項の規定により読み替えられた第10条第1項第6号及び第7号
第23条第1項	記入し、かつ、記名 押印をした入札書	記録し、 <u>かつ、電子署名</u> （電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）をした電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、 <u>電子計算機</u> による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）（局長が郵便等による入札を認めたときは、必要事項を記入し、かつ、記名押印をした入札書（以下「入札書」という。））
第23条第2項	[同左]	[同左]
	納付済証	納付済証（第17条第3項に規定する保証を入札保証金の納付に代わる担保として提供する場合にあつては、保証書）
第23条第3項	書面	電磁的記録
第25条第1項	記載して密封し	電子入札システムに記録し
第26条第1項 第1号	第23条第3項	第29条の2第2項の規定により読み替えられた第23条第3項

第26条第1項	記名押印	電子署名
第4号		
[同左]		

[第29条の2第2項の表 別紙2]

第10条第6号	第26条第1項各号	第29条の2第2項の規定により読み替えられた第26条第1項第1号及び第4号並びに第26条第1項第2号、第3号、第5号、第7号、第9号及び第10号
第10条第7号	前各号	第1号から第5号まで及び第29条の2第2項の規定により読み替えられた前号
第23条第1項	記入し、かつ、記名押印をした入札書	記録し、 <u>かつ</u> 、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する <u>電子署名に代わるものとして局長が定める措置（以下「署名措置」という。）</u> をした電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、 <u>電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）</u> による情報処理の用に供されるものをいう。）（局長が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札を認めたときは、必要事項を記入し、かつ、記名押印をした入札書（以下「入札書」という。））
第23条第2項	[略]	[略]
	郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定す	郵便等

	る特定信書便事業者 若しくは同法第3条 第4号に規定する外 国信書便事業者によ る同法第2条第2項 に規定する信書便 (以下「郵便等」と いう。)	
第25条第1項	記載して密封し	電子入札システム（局が行う入札に関する事務（売払契約及び不動産の貸付契約に係る一般競争入札に係る事務に限る。）を電子情報処理組織（局の使用に係る電子計算機と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により処理する情報処理システムをいう。）に記録し
第25条第2項	前項	第29条の2第2項の規定により読み替えられた前項
第26条第1項 第1号	入札又は第23条第3 項の規定による確認 を受けない代理人が した入札	入札
第26条第1項 第4号	記名押印がない入札	署名措置がない入札（局長が郵便等による入札を認めた場 合にあつては、記名押印がない入札）
[略]		

[第29条の3第2項の表 別紙3]

第10条第1項 第6号	第26条第1項各号	第26条第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号及び第10号
第10条第1項 第7号	前各号	第1号から第5号まで及び第29条の3第2項の規定により読み替えられた第6号
第10条第2項	前項	第29条の3第2項の規定により読み替えられた前項
第12条	掲げる書類	掲げる書類（第1号の書類を除く。）
	前2号	前号
第17条第2項 第1号	見積価格	予定価格
第23条第2項	前項の	第29条の3第1項に規定する方法により行われる
	に出席して	において
第25条第2項	前項の規定にかかわらず、局長が必要と認める	第29条の3第1項に規定する方法により行われる

[第38条の2第2項の表 別紙4]

第10条第6号	第26条第1項各号	第38条の2第2項の規定により読み替えられた第26条第1項第1号及び第4号並びに第26条第1項第2号、第3号、第5号から第7号まで、第9号及び第10号
第10条第7号	前各号	第1号から第5号まで及び第38条の2第2項の規定により読み替えられた前号
第14条	第10条各号（第2号を除く。）	第10条第1号、第3号から第5号まで並びに第38条の2第2項の規定により読み替えられた第10条第6号及び第7号
第15条の4	から見積書を徴する	に見積書を提出させ又は見積書に記載すべき事項を調達・契約システム（局が行う契約の締結を電子情報処理組織（局の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札若しくは随意契約に参加しようとする者、契約を行おうとする者又は契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）に記録させる
第17条第2項	種類及び額	額
	次の各号に掲げるとおり	見積価格（予定数量（第38条の2第2項の規定により読み替えられた第23条第1項の仕様書に記載されている予定数量をいう。以下同じ。）の算定が困難なものとして局長が定める単価契約（第19条第2項、第34条第3項第1号、第46条第3項及び第46条の2第1項において「特定単価契約」という。）以外の単価契約に係る入札にあつては、見積価格に予定数量を乗じた額、長期継続契約（長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年大阪市条例第5号）第1号に規定する長期継続契約をいう。以下同じ。）にあつては、見積価格を

		1年当たりの額に換算した額)の100分の3以上
第23条第1項	記入し、かつ、記名押印をした入札書	記録し、かつ、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)をした電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)(局長が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による入札を認めたときは、必要事項を記入し、かつ、記名押印した入札書(以下「入札書」という。))
第23条第2項	前項	第38条の2第2項の規定により読み替えられた前項
	に出席して	において
	郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者によ	郵便等

	る同法第2条第2項 に規定する信書便 (以下「郵便等」と いう。)	
	納付済証	納付済証 (第17条第3項に規定する保証を入札保証金の 納付に代わる担保として提供する場合にあつては、保証 書)
第23条第3項	その権限を証する書 面を提出し、	調達・契約システムを利用する方法によりその権限の
第25条第1項	記載して密封し	調達・契約システムに記録し
第25条第2項	前項	第38条の2第2項の規定により読み替えられた前項
第26条第1項 第1号	第23条第3項	第38条の2第2項の規定により読み替えられた第23条第 3項
第26条第1項 第4号	記名押印がない入札	電子署名がない入札 (局長が郵便等による入札を認めた 場合にあつては、記名押印がない入札)
第28条第1項	第17条第2項	第38条の2第2項の規定により読み替えられた第17条第 2項
第28条第2項	第10条	第38条の2第2項の規定により読み替えられた第10条
第30条第1項	契約書 記名押印 を添えて	契約書に定めるべき事項を記録した電磁的記録 電子署名 とともに
第30条第2項	第4項	第38条の2第2項の規定により読み替えられた第4項
第30条第3項	第1項	第38条の2第2項の規定により読み替えられた第1項
第30条第4項	第1項 契約書 記名押印した	第38条の2第2項の規定により読み替えられた第1項 契約書に定めるべき事項を記録した電磁的記録 電子署名をした
第30条第5項	契約書 各1通を	契約書に定めるべき事項を記録した電磁的記録 それぞれ

第30条第6項	契約書	契約書に定めるべき事項を記録した電磁的記録
第31条第1項	契約書	契約書に定めるべき事項を記録した電磁的記録
	記載する	記録する
第31条第2項	前項の	第38条の2第2項の規定により読み替えられた前項の
	記載する	定めるべき事項を記録した電磁的記録に記録する
	前項第7号	第38条の2第2項の規定により読み替えられた前項第7号
第32条第1項	契約書	契約書に定めるべき事項を記録した電磁的記録
各号列記以外の部分		
第32条第1項	前3号	第1号
第4号	契約書	契約書に定めるべき事項を記録した電磁的記録
第32条第2項	前項	第38条の2第2項の規定により読み替えられた前項
	契約書	契約書に定めるべき事項を記録した電磁的記録
第32条第3項	第30条第6項	第38条の2第2項の規定により読み替えられた第30条第6項
	前項	第38条の2第2項の規定により読み替えられた前項
第33条第1項	契約通知書	調達・契約システムを利用する方法

[第53条の2第2項の表 別紙5]

第48条第1項	当該事項及びその理由を詳細に記載した書面	調達・契約システムを利用する方法
第48条第2項	前項	第53条の2第2項の規定により読み替えられた前項
第48条第3項及び第4項	第1項	第53条の2第2項の規定により読み替えられた第1項
第48条第5項	前項	第53条の2第2項の規定により読み替えられた前項
第50条の2第1項	前3条	第53条の2第2項の規定により読み替えられた第48条及び前2条
	変更契約書に記名押印	変更契約書に定めるべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）
	を添えて	とともに
	第32条第1項	第32条第1項又は第38条の2第2項において読み替えて準用する第32条第1項
	の作成	又は契約書に定めるべき事項を記録した電磁的記録の作成
	に代用する	又は契約書に定めるべき事項を記録した電磁的記録に代用する
第50条の2第2項	前項本文	第53条の2第2項の規定により読み替えられた前項本文
	同条第6項	第30条第6項
	前項の	第53条の2第2項の規定により読み替えられた前項の
	同条第4項	第30条第4項

第50条の2第1項本文	第53条の2第2項の規定により読み替えられた第50条の2第1項本文
読み替える	、「契約書」とあるのは「変更契約書に定めるべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」と、「記名押印した」とあるのは「電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）をした」と、同条第5項中「契約書」とあるのは「変更契約書に定めるべき事項を記録した電磁的記録」と、「各1通を」とあるのは「それぞれ」と、同条第6項中「契約書」とあるのは、「変更契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録」と読み替える
第50条の2第3項	第48条 第53条の2第2項の規定により読み替えられた第48条
第50条の3	第48条第4項 第53条の2第2項の規定により読み替えられた第48条第4項
第53条	第48条から第50条まで 第53条の2第2項の規定により読み替えられた第48条並びに第49条、第50条